

議案第二號

福生町常任委員会條例改正の件

福生町常任委員会條例を次のように改正するものとする

昭和三十三年七月二十六日提出

福生町長 岸 徳次郎

福臣町常任委員会條例

第1條 町議會に常任委員会及び特別委員会を置く。その組織及び會議並びに公聴會については法令、その他別段の定めがあるものを除く外この條例の定めるところによる。

第2條 常任委員会は議會の常置機関として町の事務についての調査を行ひ議案並びに陳情等の審査を行ふものとする。

第3條 常任委員は左の員として、町の議會の組織並びに秩序を保持するに必要委員長一名、及委員長を助けること、その職務を代理する委員五名、代理一名を置くものとする。

- 財政委員会 六名
- 厚生委員会 六名
- 教育委員会 六名
- 経済委員会 六名
- 振興委員会 六名
- 警務委員会 六名

第4條 常任委員の任期は一年とし、連任を妨げない。議員は少くとも一箇の常任委員となる。但し二箇を超え、常任委員となることはできない。

第5條 常任委員会は豫算その他重要な議案並びに陳情等について公聴會を開くことができる。

第6條 常任委員会の委員長は公聴會開催の場所及び日時並びに公聴に付すべき事件とともに、町會前三日までに告示しなければならない。

町會に利害関係がある者又は學識経験を有する者には同様、同知し出席を求めなければならない。

第七條

公聴会に出席した者は常任委員会委員長の許可を受け公聴会に付する事件につきその意見を述べ又は常任委員会に對し質問することができる。常任委員会委員長の正当の理由により前項の規定による意見の陳述を拒み又は答辭をしないことができる。

第八條

常任委員会の委員長は公聴会の出席者及び傍聴人を制限し又は傍聴禁止をすることができよう。

第九條

常任委員会の委員長は公聴会を開いた事件につきその委員会において調査又は審査の結果を公表しなげなければならない。

第十條

特別委員会又は議会の臨時機関として常任委員会に属しない事件が議会で審議せられ又は議長に承認を要する場合はこれを要することができよう。

第十一條

特別委員会の委員の定数は議長が議会に諮つてこれを定める。

第十二條

特別委員会の議事の整理並びに秩序を保持するため委員長一人を置くものとす。

第十三條

委員会は説明のため議長を経て所長選舉管理委員長 監査委員及び公安委員会の委員並びにその委員又は囑託を受けた者の出席を求めることができよう。

第十四條

書記長並びに書記は議長の定めるところにより委員長に指揮を受け

第十五條

委員会の事務を整理する。

委員長は書記長又は書記をして會議録を印刷し二人以上の委員とともにこれに署名しなければならぬ。

第十六條

この條例に定めがあるものを除く外 委員会會議については此の條例に議規則の例による。

附則

本條例は昭和二十三年八月一日からこれを施行する。

提案理由

警察法の施行に伴ひあらたにこれらの事項を取扱ふ常
任委員が必要となつたこと 地方自治法の改正により常
任委員の任期が條例によつて変更せられたことになつたこ
れが本案提出の理由である。

福生町の會計に關する件

福生町の会計に關する件を左の通り定めるものとする

昭和二十三年六月二十六日提出

福生町長岸徳次郎

福生町の会計に関する件

第一左に掲げる契約については翌年度以降に亘り契約する
ことがでぎる

一 継続費支辨に属する契約で継続年度間に履行
し終るもの

二 既定予算（継続費を除く）の支辨に属する契約でその
予算の翌年度繰越について町議会の議決を経たもの
三 土地建物^{代賃}の賃借

中二左に掲げる場合には指名競争入札に付することがでぎる

一 予定価格五十万円以下の請負契約、^{五十}万円以下の賣買
契約及び予定価格五十万円以下の契約をなすとき

二 一般競争入札に付することが不利又は不^適当と認めら
れるとき

中三

左に掲げる場合には随意契約をすることがでぎる

一 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき

- 二法令によつて配給統制を受ける物資を購入するとき
- 三契約の性質又は目的によつて相当の経理信用を有する者と契約をする必要があると認めるとき
- 四契約締結後必要を生じたもので既に契約した部分と分離することができず又は分離するを不利と認めた場合において同一契約者と契約するとき
- 五官廳・公法人・公益法人等と契約するとき
- 六有価証券を賣買するとき
- 七労力・舟車馬の供給契約をするとき
- 八運送又は保管の契約をするとき
- 九予定価格十万円以下の請負契約五万円以下の賣買契約及び予定価格三十万円以下の契約をするとき

- 一競争入札に付しても入札者がないとき又は落札者がないとき
- 二競争入札において落札者が契約を締結しない場合にその落札金額の範囲内で契約するとき

第四左に掲げる経費についてはその資金を前渡することができ

- 一式典・体育会・講演会・委員会・懇談会その他の会合、催物の場所において直接支拂を必要とする経費
- 二一件二十円以下の物件の購入費又は修繕費
- 三現場において備上を必要とする労務者、船車の費用又は乗車、船券の購入費
- 四既時拂をしなければ調達不能又は困難な用品の購費

第五左に掲げる費用については概算拂をすることができる。

一 訴訟に關する費用

二 保険料

第六左に掲げる經費については前金拂をすることができ

一 有価証券保管料

二 保険料

三 渡切旅費又は運賃

提案理由

地方自治法第二百四十三條但書に基いて競争入札に付する
ことが不適当と考へらるる事項を概括的に一定の範圍の事件
について同意を求めてを以て事務の迅速を図りたい
之が本案提出の理由である

議案第四號

町有建物を教員住宅に改築の件

中一小学校所在元消防署派出所建物を左記通り
教員住宅に改築するものとする

昭和二十三年七月三日提出

福生町長 岸 徳次郎

記

一 工事内容

八疊 大疊各一室として各室に押入を設ける

天井及壁 テックス 腰板張りとする

一 工事費 四万四千三百五十円也

一 工事請負人 株式会社田村組を指名して隨意契約を締結する

議案第五號

福生町々設住宅貸與條例設定に關する件

昭和三年七月二十六日提出

福屋所長 岸 徳次郎

福生町々設住宅貸與條例

第一条 町設住宅(住宅といふ)は本町費を以て、町吏員及學校職員に之を貸與する。但し町長に於て必要があるとき認められた場合は前項以外の者にも之を貸與することを得る。

第二条 住宅の貸與を受けようとする者は町長の承認を受けなくてはならない。前條の承認を受けた者は五日以内に住宅證を町長に提出せなくてはならない。

第三条 借料は一箇月一戸に付金五拾圓八二式百圓以下の範圍に於て町長が之を定める。借料は毎月五日迄に之を納付しなくてはならない。但し該期日以後新たに貸與を受けた者は其の際之を納付しなくてはならない。

第四条 疊換に要する費用の半額は借家人の負担とする。但し借家人の使用に因らないて生じた修繕費は此の限りではない。換障子張換に要する費用、電灯料は借家人の負担とする。

第五条 住宅は之を轉貸し、又は其の一部を他人に貸與することはできない。

第六条 居住者は他人の迷惑となり、又は住宅を毀損し若しくは汚染するような家内工業を営むことはできない。

第七条 居住者は町長の承認を経ないで地形の変更、樹木の移植又は建築模様若しくは増設を爲すことはできない。